

延長保育をご利用される方へ

つくばトッポンチーノ保育園延長保育のしおり

●延長保育とは

当園において、入園中の児童を午後 6 時 15 分から午後 8 時 15 分までの間で必要な時間保育を行う制度です。延長保育をご利用の場合、通常の保育料の他に延長保育料がかかります。この延長保育料は登園に直接支払っていただく料金になっています。

●延長保育の要件

延長保育の利用は、在園中の 1 歳児以上の園児、または当園に入園が決定している児童で、下記のいずれかの要件に該当することが必要になります。

- (1) 保護者の就労時間(通勤時間も含まれます。)が午後 6 時 15 分を越える場合。
- (2) その他、延長保育が必要と認められる場合。

●申込みに必要な書類

延長保育には以下の書類の提出が必要となります。

- ①延長保育申込書(延長 1 号様式)
- ②就労証明書(延長 2 号様式)
※就労形態が変わる際に提出が必要です。

●申込み問い合わせ

ご不明な点ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

様式は、園にございます。また、当園ホームページよりダウンロードも可能です。

<お問い合わせ>

つくば市金田 185-1

つくばトッポンチーノ保育園

029-893-4839